

【 会 議 録 】 (概要)

日時: 令和2年7月31日(金) 18:30~20:30

会議名	越谷市自治基本条例推進会議委員委嘱状交付式 及び令和2年度越谷市自治基本条例推進会議 第1回会議	場所	越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室
件名 議題	<p>【委嘱状交付式】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開式 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 閉式 <p>【第1回会議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員自己紹介 3 会長及び副会長の選出 4 会長及び副会長あいさつ 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 推進会議の経過について (2) 第6期推進会議の進め方について 6 その他 7 閉会 		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	<p>出席委員 岡崎会長、中原副会長、青木委員、小河原委員、影山委員、櫻井委員、得上委員、土方委員、松島委員、浅見委員、中村委員、齋藤委員、日吉委員、上ノ原委員、小船委員(15名)</p> <p>欠席委員 なし</p> <p>高橋市長</p> <p>事務局 徳沢政策担当部長、山元政策担当副部長(兼)政策課長、戸張同調整幹古海同副課長、荒井同主事(5名)</p> <p>傍聴者 なし</p>		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
<p>●合意・決定事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に岡崎委員、副会長に中原委員を選出した。 ・会議録は要点筆記とし、委員名は無記名とすることとした。 ・傍聴要領について、事務局案のとおり修正することとした。 ・第6期推進会議の進め方について、事務局案のとおりとすることとした。 ・令和2年度第2回会議を10月9日(金)午後6時30分から開催することとした。 			

会議録（要旨）

《委嘱状交付式》

1 開式（政策課調整幹）

2 委嘱状交付

- ・市長から各委員へ委嘱状の交付を行った。

3 市長あいさつ

本日は、大変お忙しいところ、越谷市自治基本条例推進会議委員の委嘱状交付式にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本市の自治基本条例は、平成21年6月に制定され、「市民参加と協働によるまちづくり」を推進する市政運営の最高規範でございます。

また、令和3年度から10年間を計画期間とする「第5次越谷市総合振興計画」の策定にあたっては、自治基本条例に基づき、地区まちづくり会議、市民懇談会、若者まちづくり懇談会、市民意向調査、団体・事業所アンケート調査など、市民参加の取組みによる多くのご意見をいただきました。それらを踏まえ、市民の皆さまが主役のまちづくりを進めるべく、現在、計画の策定に取り組んでいるところでございます。

市民参加と協働のまちづくりを推進していくためには、自治基本条例が適切に運用され、その役割を十分に果たしているかを検証していく必要があります、そのためには、本推進会議が大きな役割を担うと考えております。

委員の皆さまには、市の取組みの現状等を踏まえ、忌憚のないご意見をいただくとともに、「自治のまち越谷」の実現のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆さまのご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

4 閉式（政策課調整幹）

【市長退席】

《第1回会議》

1 開会（政策課調整幹）

2 委員自己紹介

- ・各委員から席次順に自己紹介を行った。

3 会長及び副会長の選出

- ・事務局が【資料1】「越谷市自治基本条例推進会議設置条例」に基づき説明を行った。
会長に岡崎委員、副会長に中原委員を選出した。

●合意・決定事項

- ・会長に岡崎委員、副会長に中原委員を選出した。

4 会長及び副会長あいさつ（岡崎会長、中原副会長）

『会長あいさつ』

皆さん、こんばんは。このたび会長を務めさせていただくことになりました岡崎と申します。この自治基本条例は、昨年、制定から10年という節目を迎え、この推進会議も6期目を数えることになりました。これからの越谷市のまちづくりにおいて、この条例の理念がより一層市民の皆さんに普及し根づくよう、委員の皆様とともに知恵を出し合ったいと存じます。推進会議の運営に当たりまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

『副会長あいさつ』

このたび、副会長を務めさせていただきます弁護士の中野と申します。この自治基本条例推進会議は6期目ということで、伝統ある会議体と言っているのではないかと思います。このような歴史ある推進会議の副会長を務めさせていただくこと、また自治基本条例は越谷市の最高規範ですので、法律家として恥じないようにやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

5 議事（進行：会長）

議事に移るのに先立って、事務局が「会議の公開等について」及び「傍聴要領の修正について」、【資料2】「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」及び【資料3】「越谷市自治基本条例推進会議傍聴要領（案）」に基づき説明を行った。

（議長）ただいま、事務局から説明がありましたが、傍聴要領について、事務局案のとおり修正することとしてよろしいでしょうか。

（委員）異議なし

●合意・決定事項

・傍聴要領について、事務局案のとおり修正することとした。

（1）推進会議の経過について

・事務局が、「越谷市自治基本条例推進会議」に関わるこれまでの経過等について、【資料4】「越谷市自治基本条例推進会議設置までの主な経過」、【資料5】「越谷市自治基本条例推進会議の取り組み」に基づいて説明した。

（議長）ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（委員）資料4に、越谷市自治基本条例推進会議設置条例が平成21年9月に否決され、同年12月に可決されたとありますが、否決された理由を教えてください。

また、推進会議は、第1期、第2期は、諮問・答申をしていて、第3期以降は諮問・答申はせず、報告書を市長へ提出していると思います。報告書と諮問・答申の違いは何なのか、報告書には効力があるのかについて教えてください。

（事務局）推進会議設置条例が否決された理由につきましては、次回会議においてご説明させていただきます。

また、諮問・答申と報告書の違いについては、第2期までは、推進会議設置条例の第2

条第1項に規定されている内容について、市長から推進会議へ諮問して、答申をいただく形をとっていました。第3期以降については、諮問・答申という形式はとらず、設置条例の第2条第2項の「推進会議は、市長に意見を述べるができる」という規定に基づいてご意見をいただき、報告書についても市長へ提出いただいております。

報告書には、法的な拘束力はありませんが、できる限り市として対応させていただいております。資料6の「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」は、第2期推進会議の答申の内容や第3期推進会議での申し送りなどを踏まえ、第4期推進会議において作成しました。この「指標及び報告事項」に基づいて、自治基本条例がしっかり運用されているかなどの検証を行ってまいりました。このように、推進会議のご意見をできる限り踏まえ、この条例の推進に努めているところでございます。

(2) 第6期推進会議の進め方について

- ・事務局が、第6期推進会議の進め方について、【資料6】「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」及び【資料7】「第6期越谷市自治基本条例推進会議の進め方について(案)」に基づいて説明した。

(委員) 私は自治基本条例の策定に関わっておりましたが、策定当時に整理しきれず、心残りの箇所があります。その部分を含め、自治基本条例を改正したいと思っております。自治基本条例の改正には多くの時間を要し、委員の皆さんにも勉強してもらわないといけませんが、やはり条例を改正し、市民の皆さんにより分かりやすい内容にするべきであると思っております。事務局案のままでは、改正のための議論はできませんので、追加してもらいたいと思っております。

(議長) ただ今のご意見について、皆さん何かありますでしょうか。

(委員) 条例を分かりやすく変えていくことは大事ですし、この推進会議においてご意見を述べ合っ、この会議の総意として条例を変えていくこと自体は問題ないのではないかと思います。自治基本条例は、非常に固く、市民になかなか浸透していません。条例の名称については、変えることは難しいようですので、何とかうまく市民に浸透していくようこの推進会議で意見を出し合えればよいのではないかと思います。

(委員) 越谷市には、これだけすばらしい自治基本条例というものがあるのにも関わらず、知らない方が大多数という状況です。多くの市民の皆さんに知っていただくために、条例に関するDVDを作成するとよいと思っております。2月に、政策課職員がコミ協の地区コミュニティ連絡会議の際に使っていたパワーポイントの資料がわかりやすかったので、それをDVD作成に活用すれば、お金もかかりませんし、よいのではないかと思います。

(委員) 推進会議の役割は、自治基本条例の中身を変えるということよりは、越谷市の憲法に相当する自治基本条例を広くみんなに周知・普及して、参加してもらい、協働でやっていくということにあるのではないかと私は思っています。条例の中身を変えとなると、推進会議だけではなく、議会など様々なところに影響が及びます。市民に分かりやすく文章を変えるにしても、これはここで意見として述べることはできるけれども、変えるということまでは、推進会議に権限はないのではないのでしょうか。

今の自治基本条例は、私が見る限り、市民目線からも行政側からも、なかなかよいと思えるような内容になっているように私としては感じていますし、今ある条例をみんなに広めていき、住みやすい越谷市にするためにどうしていけばよいかを議論していければよいと思っております。

(委員) 私が先ほど申し上げた意見の主旨としては、条例の内容を市民が理解できていない、そのような事実を踏まえて、より分かりやすい内容に変えたいということです。

(委員) 今のご意見を伺いますと、条例の中身を変えるというふうな言い方はされましたが、より分かりやすく、市民の理解を得たいということであるとすると、今回の事務局案で示されている2つの協議内容のうちの普及・啓発の部分に関連する話であるため、テーマ的には事務局案の内側に収まるのではないかなという感じがいたします。ですから、今の自治基本条例に、例えば足りないものがあるとか、そういう部分も含めてご意見として出していただけるのであれば、この2つの協議内容の枠組みに収まり、この案のままでよいのではないかと思います。

(委員) 資料1「越谷市自治基本条例推進会議設置条例」によると、自治基本条例の見直しに関する事項が、この会議の所管事項に入っておりますので、そういった条例の改正に関する内容を議論すること自体は問題ないと思います。ただ、おっしゃられております内容は、先ほど他の委員の方もおっしゃいましたけれども、自治基本条例の実効性をどう確保していくか、あるいは普及・啓発はどう進めていくかということを協議していく中で、もしかしたら現在の条例の文言では問題があるというような意見が出てくるのではないかなというふうに思います。そのため、現段階で自治基本条例の見直しもしくは改正というのを協議内容に入れるのは、やや時期尚早ではないかと思います。事務局から提案がありました2点の内容について協議していく中で、場合によっては条例の改正というものも出てくるのかなと思います。そのような条例の改正に関する意見が第6期推進会議で出てくれば、恐らく次の第7期推進会議でそういったことも協議内容に入ってくるのかなというふうに考えております。

(委員) 資料7「第6期越谷市自治基本条例推進会議の進め方について(案)」には、今年度の開催予定の記載のみで、来年度どうなるかが書いていません。第6期は2年任期ですので、2年分のスケジュールを示していただきたいです。

また、資料6「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」について、非常に素晴らしいと思いますが、各指標の数値を経年変化で追っているだけになっているので、目標を設定した方がよいのではないかと思います。この指標が予算に反映されたり、あるいは市の法律とか条例に何かの効果があって変わっていくことがあれば、市民が分かりやすいのではないかと思いますし、普及・啓発にもつながっていくと思います。この指標ができた経緯や、自治基本条例の実効性とどう関係するのか教えてください。

(事務局) 第6期は、2年間の任期で委員をお願いしております。ただ、今年度の協議の進み具合などによって、来年度協議していく内容が変わっていく可能性がございます。そのため、事務局案といたしましては、まず、今年度の予定をご提案させていただきました。

この指標及び報告事項を作成した経緯としては、まず、第2期推進会議において、自治基本条例の適切な運用についての現況と課題を整理し、適切な運用を図るための方策として、指標を設定した上で、その進行状況を市民へ公表し、透明性の高い市政運営に加えて、自治基本条例の周知啓発を行うことについて答申しています。この答申を受け、第3期推進会議において、指標等に設定すべき項目などについて申し送りがあったことから、第4期推進会議で指標及び報告事項を作成しました。作成にあたっては様々な議論が推進会議においてなされており、あくまでも現状値や推移が知りたいということで、指標を設定しましたので、このような形の指標となっております。議論をしていく上で指標がないと議論ができないというわけではないのであれば、無理にこの指標を用いなくてもいいのではないかなと思っていますし、会議の進め方については推進会議の委員の皆さんでご決定をいただければと思っています。

(委員) 資料6の一番右側には、担当課の記載がありますが、この指標は、その課がもともと目標として設定していたものなのか、自治基本条例の運用状況を確認するために新たに設定したものなのか、どちらなのでしょう。また、この指標があることによって、担当課においては何が変わるのでしょうか。もし、この指標があることによって、何か変化したのであれば、自治基本条例を周知するという意味においても、市民にとってわかりやすく、よいのではないのでしょうか。

- (委員) ただ今の質問に対して、私なりに認識していることを申し上げます。私は自治会連合会の蒲生地区に所属しております。資料6の3ページ、(2)協働の分野に、「自治会加入世帯数」という指標があり、平成25年の69.5%から平成30年の64.7%まで下がってきています。この件に関しては、市民活動支援課が担当しているのですが、自治会連合会の理事を通して自治会加入世帯数を増やそうということで、昨年から13地区の自治会連合会において、自治会加入世帯数を増やすための施策を挙げて活動しているところです。令和2年については、コロナ禍で加入勧誘活動ができていない状況なのですが、この指標をもとに市民活動支援課が取り組みを行い、一緒に自治会連合会も動いていますので、この指標の成果はあるのではないのでしょうか。
- (委員) 第6期推進会議の進め方についてですが、自治基本条例の内容を変えることについて、私の意見を申し上げるならば、会議において協議した結果、自治基本条例を変えた方がよいということを提言することは問題ないと思います。しかし、まずは、自治基本条例の実効性の確保や普及・啓発について協議を行い、その議論の中で、条例が何らかの妨げになっているなど、条例を変えた方がよいという話になれば、条例の見直しについて議論するというのがよいのではないかと思います。
- (委員) 資料7の1. 推進会議(第6期)における協議内容に、「自治基本条例の実効性の確保」とありますが、具体的には何を議論するのでしょうか。
- (事務局) どのように自治基本条例の実効性の確保について議論するかですが、これまでの推進会議においては、資料6の「指標及び報告事項」の数値を事務局からお示しして、その推移などを見ることで、「参加」「協働」、「情報共有」「市政運営」の各分野における取り組みが進んでいるかや、どのような課題があるのかなどを議論していただくような形式をとっていました。ただ、「指標及び報告事項」をもってして実効性が確保されているかという点も不十分な部分もあるかもしれません。したがって、そのあたりも含め、現状の「指標及び報告事項」に、こういうものも加えたほうがよいのではないかと、あるいはこの指標はふさわしくないのではないかとといったようなご意見をいただき、よりよい「指標及び報告事項」にブラッシュアップしていただき、そして、条例の実効性が確保されているのかについてもご議論いただくような形を考えております。さらには、先ほど委員さんのお話にありまして、その議論を進めていく中で、自治基本条例の条文や内容が分かりづらい、あるいはこれが支障になっている、直したほうがよいといった意見が出ることもあるのではないかと思います。
- (委員) 資料6の「指標及び報告事項」についてですが、例えば、ふれあいサロン等の開催回数という指標は、約1,600回とあり、大きな数字だなと感じます。しかしながら、1,600回開催して、実効性が確保されているのかとなると、少し違う感じもします。今、この指標は、延べ回数で表示されていますが、たとえば、三十何万人いる中の何万人が参加したというような形になれば、実効性は高いなというふうに感じます。そういった指標に変えていったほうがよいのではないかと思います。
- (委員) 先ほど質問したことの回答がなされていないので、もう一度聞きます。
資料6の指標は、もともと担当課が目標としているものを指標としたのか、自治基本条例があったからこそできた指標なのか、どちらなのでしょう。また、この指標をもとに議論されたことなどが予算や政策に反映されているのでしょうか。
- (委員) 私はこの自治基本条例推進会議については、今回3回目の任期なのですが、過去の推進会議において条例の実効性について議論する際、何も材料がないと分からないので、指標を示してほしいという推進会議の提言があり、その結果できたのがこの「指標及び報告事項」なのです。ですから、担当課というのは、「指標及び報告事項」を作成する際、ここの課で出してくれたという意味で、今後もこの「指標及び報告事項」を参考に議論していけばよいのではないかと思います。予算に反映されているかということについては、議会などにも関係しますし、そこまでは突っ込まないと思います。私は、この「指標及び報告事項」は非常に意味のある資料であり、今後も活か

していければよいなと思っています。

(委員) 「自治基本条例の実効性の確保」の部分については、先ほど事務局からの回答がありましたが、非常に分かりやすかったと思います。つまり、それまでの推進会議からの意見等を踏まえて、この「指標及び報告事項」を第4期推進会議が設定して、第5期推進会議から「指標及び報告事項」を用いた具体的な検討を行ってきている。先ほど、事務局からは、このような指標の成り立ちがあるけれども、現状の指標でよいのかどうか、あるいは分かりにくいのではないかと、そういうことも含めて協議していただきたいという説明をしていただきました。私はこれでよいのではないかと思います。

また、行政評価については、それを所管する別の会議体があり、そこでやっているわけです。本来の事業の評価はその会議体でやるべきだと思います。推進会議においては、市民目線で、ある意味独自の評価指標を用いて協議していく。今回、資料7の協議内容(案)の2点は、様々な議論ができるような協議内容になっているのではないかと私は感じました。

(委員) 「指標及び報告事項」についてですが、行政が何かをしたという指標ばかりで、市民がどう感じているかというような指標があまりないように感じます。市民がどう受け止めているのかわかる指標があるとよいのではないかと思います。

(委員) 先ほど、お金をかけない形で、DVDをつくったらどうかというご意見がありましたが、私はかけるべきところにはどんどんお金をかけていくべきだと思います。

(委員) お金をかけずにと申し上げたのは、第5期推進会議で、DVDの作成を提案した際、事務局から予算がありませんとお答えいただいたからです。今年度、予算はあるのでしょうか。

(事務局) 我々行政としまして、推進会議からのご意見は最大限尊重しなければならないと思っています。ただ、ここ最近の越谷市の財政は大変厳しい状況にあり、推進会議で出たご意見をそのまますぐに予算化するというのは、なかなか難しいです。やはりそれなりのプロセスを踏んでいかないと、予算化につながりませんということでお答えした次第ですので、ご理解いただきたいなと思います。

(委員) DVDを作成し、バスの中など様々な場所で、15～20分程度の映像で自治基本条例について普及・啓発していけば、視覚的にもわかりやすく、多くの方々に知っていただけるのではないかと思います。

(議長) それでは、委員の皆さまにお諮りいたします。第6期推進会議としまして、今年度の会議の進め方については、事務局案のとおりとよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(議長) それでは、事務局案のとおり進めていくことといたします。

●合意・決定事項

- ・第6期推進会議の進め方について、事務局案のとおりとすることとした。

6 その他

- ・令和2年度第2回会議を10月9日(金)午後6時30分から開催することとした。

7 閉会